
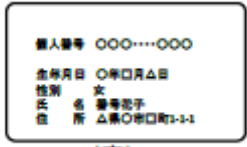




「住民基本台帳カード」と「通知カード及び個人番号カード」の概要

	カード様式	内 容
住民基本台帳カード	<p>＜写真付・写真無しの選択交付＞</p> 	<p>【有効期限】 交付日から10年間</p> <p>【住民基本台帳カードの取扱い】 個人番号カードの交付が始まる平成28年1月以降も、それまでに発行された有効な住民基本台帳カードについては、カード券面記載の有効期限まで引き続きご利用いただけます。 しかし、個人番号カードの交付を受けていただく際には、「住民基本台帳カード」の返納が必要となります。</p>
通知カード	 <p>(案)</p> <p>*内閣府大臣官房番号番号制度担当室より提供された資料を転載</p>	<p>＜平成27年10月以降＞</p> <p>「マイナンバー（個人番号）」が記載された「通知カード」が、住民票を有する全ての人に交付されます。 「通知カード」とあわせて「個人番号カードの交付申請書」が送付されます。 希望者は郵送にて「個人番号カード」の交付申請をしていただきます。</p>
個人番号カード	<p>＜写真付カードのみの交付＞</p> <p>表面 (案)</p>  <p>裏面 (案)</p>  <p>*内閣府大臣官房番号番号制度担当室より提供された資料を転載</p>	<p>＜平成28年1月以降＞</p> <p>「個人番号カード」の交付申請をされた方は、市役所窓口にて交付します。 ○原則、本人に手渡しで交付します。 ○「通知カード」と交換になります。</p> <p>【利用内容】 「個人番号カード」は、各種手続きにおけるマイナンバーの確認及び本人確認の手段として使用されます。 ・e-Tax（国税電子申告・納税システム）等の電子申請が行える電子証明書が標準搭載されます。 ・電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等で利用予定</p> <p>【有効期限】 20歳未満は発行から5回目の誕生日まで 20歳以上は発行から10回目の誕生日まで</p> <p>【注意】「住民基本台帳カード」と「個人番号カード」を同時に両方も所有することはできません。個人番号カードの交付を受けていただく際には「住民基本台帳カード」の返納が必要になります。</p>

(注意) 上記内容は現在の予定であり、変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。